

議案第13号

北名古屋市特別職の職員で常勤のもの給料の特例に関する条例の
制定について

北名古屋市特別職の職員で常勤のもの給料の特例に関する条例を別紙
のとおり定めるものとする。

平成24年3月2日提出

北名古屋市長 長瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、現下の厳しい市の財政状況に鑑み、市長及び副市長の給料を時限的に減額する特例措置を講じることに伴い、本条例を定めるため必要があるからである。

北名古屋市特別職の職員で常勤のものの給料の特例に関する条例

平成24年4月1日から平成25年3月31日までに支給する市長及び副市長の給料の月額、北名古屋市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成18年北名古屋市条例第46号）第3条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- (1) 市長 900,000円
- (2) 副市長 735,000円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。